

【契約書 別紙2】

○ サービス提供責任者

氏名

連絡先 0277-54-9535

○ 短期入所生活介護の内容

① 所在地・事業所名

・群馬県桐生市相生町5丁目493番地 ・ ショートステイのぞみの苑

② 利用可能設備等

・居室 1室あたり最大定員4人（1人あたり最小面積9.4㎡）
・食堂と機能訓練室 床面積233㎡
・浴室 一般浴槽、機械浴槽
・送迎車 2台

③ サービス内容

・食事 朝食7:20~8:30 昼食11:40~13:00 夕食17:40~19:00
・入浴 原則として週2回入浴していただけます。ただし、状態に応じ清拭となる場合があります。又、利用日数によっては入浴日に当たらない場合もあります。
・介護 ご希望や状態に応じ適切な介護サービスを提供いたします
1.着替え介助 2.排せつ介助 3.オムツ交換 4.施設内移動介助
5.体位交換 6.シーツ交換 等
・機能訓練 日常動作の介助やレク活動を通し、運動機能・脳活性へのリハビリを行います。

○ 健康管理等

- ① 利用者の健康保持の為、「重要事項説明書」にある健康管理を行います。
- ② 利用者の状態に変化があった場合は、早めにご連絡し、希望をお聞きして対処致します。症状により家族から通院または入院をお願いすることがあります。
- ③ 緊急時には速やかに緊急連絡先にご連絡するとともに、医師の判断により救急車で搬送する場合があります。
- ④ 慣れない環境の中で、利用者が予期せぬ行動をとることがあります。十分注意しておりますが、転倒や転落の事故により治療を要する場合には、早急にご連絡致します。
- ⑤ 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

○ サービスの中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合

○ 禁止行為

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはその家族からの金銭又は物品の授受。
- ③ 利用者の家族等に対するサービスの提供
- ④ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤ その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

○ 利用料金

介護支援専門員(ケアマネジャー)が作成した居宅介護サービス計画(サービス利用表)に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助等を行います。利用料金については、「重要事項説明書」に定める1日(1回)当たりの利用料金をもとに計算された月ごとの合計額を請求金額としてお支払いいただきます。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合はいったん利用料を負担いただき、サービス提供証明書を発行いたしますので、後日お住まいの市町村役場へ「介護保険サービス費支給申請書」と共に提出し払戻しを受けて下さい。(償還払い)

○ 利用料金の支払方法

利用料金は月ごとの精算とし、当月の利用料金合計額の請求書を翌月15日までに送付いたします。お支払方法は、原則として口座自動振替でお願いします。お支払いについては口座引き落とし日、現金の場合は事業所窓口にて翌月末日までのお支払いをお願いします。

○ サービス内容に関する苦情・要望・相談

提供したサービスに関する利用者等からの苦情等に対して、苦情等を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

① 事業所における苦情・要望・相談受付窓口

担当者 生活相談員

責任者 施設長(管理者)

電話 0277-54-9535(代表) Fax 0277-54-9531

② 行政機関における苦情・相談受付窓口

1.

住所 電話 FAX

2.

住所 電話 FAX

3.

住所 電話 FAX

事業所

〈事業所名〉 ショートステイのぞみの苑 (介護保険事業所番号 1070300460)

〈住 所〉 桐生市相生町5丁目493番地

〈管理者名〉 _____ 印

上記内容について、事業所から説明を受け、内容に同意しましたので受領します。

令和 年 月 日

利用者

〈住 所〉 _____

〈氏 名〉 _____ 印

(代理人)

〈住 所〉 _____

〈氏 名〉 _____ 印